

医療法人社団 青雲会
介護老人保健施設 エバーグリーンハイツ室蘭
指定訪問リハビリテーション 運営規定
(指定介護予防訪問リハビリテーション)

施設経営法人

法 人 名	医療法人社団 青雲会
法 人 所 在 地	北海道室蘭市八丁平 1 丁目 49 番地
電 話 番 号	0143-46-4500
代 表 者 氏 名	上原 総一郎

ご利用施設

施 設 の 種 類	介護老人保健施設
施 設 の 名 称	エバーグリーンハイツ室蘭
施 設 所 在 地	北海道室蘭市八丁平 1 丁目 49 番地
電 話 番 号	0143-46-4500
管 理 者 氏 名	上原 総一郎
開 設 年 月 日	H30.4.1
事 業 者 番 号	0153580014

(目 的)

第 1 条 この規程は、医療法人社団 青雲会 が開設する、介護老人保健施設 エバーグリーンハイツ 室蘭（以下、「当事業者」という。）が行う指定訪問リハビリテーション事業及び指定介護予防訪問リハビリテーション事業（以下「当事業」という）の適正な運営を確保するため、人員および管理運営に関する事項を定めることを目的とする。

(事業の目的)

第 2 条 当事業は、ご利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、そのご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 当事業の提供にあたっては、ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目標を設定し、計画的に行うものとする。また、要支援ご利用者ができる限り要介護状態とならない自立した日常生活を営むことができるよう目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 当事業の提供にあたっては、当事業者は自らその質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 当事業の提供にあたっては、医師の指示並びに訪問リハビリテーション計画及び介護予防訪問リ

ハビリテーション計画（以下、「訪問リハビリテーション計画」という。）に基づき、自宅でのリハビリテーションが必要であると主治医が認めた通院が困難な要介護者及び要支援者を対象とし、ご利用者の心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう適切に行う。

（４）当事業の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、ご利用者又はその家族に対し、療養上必要とされる事項等について理解しやすいよう説明を行う。

（５）当事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業者の名称及び所在地）

第４条 この事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名 称 介護老人保健施設 訪問リハビリテーション エバーグリーン

（２）所在地 室蘭市八丁平１丁目 49 番地

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第５条 この事業者勤務する従業者の職種、員数（介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護を兼務する）及び職務の内容は、次のとおりとする。

管理者（医師兼務） １名（常勤 １名）

理学療法士 １名（非常勤） 作業療法士 ２名（非常勤）

理学療法士（又は作業療法士、言語聴覚士）は、医師の指示並びにリハビリテーション計画に基づき、ご利用者の心身機能の回復を図るために必要なリハビリテーション、指導を行う。

（営業日及び営業時間）

第６条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び 12 月 30 日から 1 月 3 日までを除く。

（２）営業時間 午前の部 午前 9 時 00 分から 12 時 00 分までとする。

午後の部 午後 1 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。

（指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額）

第７条 当事業が行う当事業の内容は、計画的な医学管理を行っている医師の指示に基づき、要介護者等の居宅を訪問し、基本的動作能力又は応用的動作能力、社会的適応能力、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行う理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーションとする。

２ 当事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣の定める基準によるものとし、当該事業等が法定代理受領サービスであるときは、その 1 割の額とする。

３ 法定代理受領サービス以外の事業等を提供した場合は、前項の法定代理受領サービスの単価に単位単価を乗じた額とする。

４ 介護保険給付対象外サービスの事業等を提供した場合は、その実費を徴収する。実費の徴収項目は次のとおりとする。

(1) 交通費

5 次条の通常事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 当事業者の実施地域を超える地点から、ご自宅までの額の往復分を算出し徴収する。

6 ご利用者の都合によりサービスを中止する場合は、キャンセル料を徴収する。但し、ご利用者の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は除く。

7 第2項から第7項までの費用の支払いを受ける場合には、要介護者等又はその家族に対して事前に当該サービス内容及び費用について文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、室蘭市全域、美園、鷺別、若草、新生、栄、大和、富岸、若山の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 当事業者及びその従業者は、サービスの提供中にご利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたとき、又は事故が発生したときは、速やかに主治医に連絡し適切な措置を講ずるとともに、管理者の指示に従い、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。以下、同じ。）、当ご利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡しなければならない。

(秘密の保持)

第11条 当事業者及びその従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らしてはならない。

2 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を漏らすことがないよう、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(相談・苦情対応)

第12条 当事業者は、ご利用者及びそのご家族からのサービス内容に関する要望・相談又は苦情対応の窓口を設置し迅速に対応する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修（オリエンテーション） 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年2回（症例検討含む）

2 この規程に定めるもののほか、この事業者の運営に関する事項は、（医療法人社団青雲会と管理者との）協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 10 月 1 日 管理者変更

令和 3 年 4 月 1 日 管理者変更

令和 3 年 10 月 21 日 管理者変更

令和 4 年 1 月 1 日 管理者変更

令和 4 年 4 月 1 日 管理者変更

令和 4 年 7 月 1 日 管理者変更

令和 5 年 11 月 10 日 一部変更